



平成 28 年 9 月号

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1231  
長野市松代町松代 9 0 8  
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540  
e-mail : [ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL: [www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 平成 27 年度「過労死等の労災 補償状況」が公表されました



### ◆過労死等の労災請求件数が増加

厚生労働省から 2015 年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。

脳・心臓疾患の労災請求件数は 795 件(前年度比 32 件増)、業務上と認定された支給決定件数は 251 件(同 26 件減)で、このうち死亡件数は 96 件(同 25 件減)となりました。

なお、ここで言う「過労死等」とは、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義されています(過労死等防止対策推進法第 2 条)。

### ◆精神障害の労災請求件数も増加

また、精神障害の労災認定については、請求件数は 1,515 件(前年度比 59 件増)となり、このうち自殺件数(未遂を含む)は 199 件(同 14 件減)でした。

支給決定件数は 472 件(同 25 件減)となり、このうち未遂を含む自殺の件数は 93 件(同 6 件減)でした。

### ◆「時間外労働 80 時間」で立入調査の対象に

過労死等の労災認定については、「死亡・発症前における長時間労働の有無」が判断材料の 1 つとなります。

脳・心臓疾患については、発症前 1 カ月間におおむね 100 時間の時間外労働があると業務災害であると判断されやすくなります。また、精神障害については、発病直前の 1 カ月におおむね 160 時間の時間外労働があると業務による心理的負荷が「強」と判断され、業務災害であると判断されやすくなります。

労災認定についてはこの他にも細かい基準はありますが、長時間労働が長ければ長いほど「業務上である」と判断されやすくなると考えてよいでしょう。

なお、今年度から、労働基準監督署が企業に立入調査に入る際の基準が引き下げられました。これまでは「100 時間」の時間外労働が基準でしたが、こ

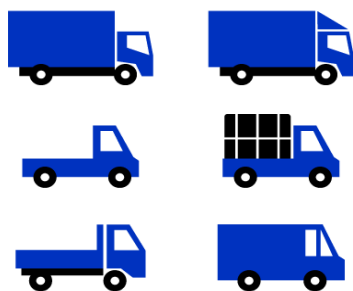
れが「80 時間」に引き下げられており、対象が大幅に拡大されています。

#### ◆長時間労働のリスク

長時間労働は従業員も会社も疲弊させてしまい、どちらにとっても好ましくない結果につながるリスクが増大します。

恒常的に長時間労働となっていると問題解決の視点が見えにくくなりますので、早期の改善が必要です。

### 自動車運転者に関する「相互通報制度」の改正について



#### ◆厚生労働省通達が改正

厚生労働省より、自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度に関する通達が改正されました(基発第 145 号平成元年 3 月 27 日、改正基発 0808 第 1 号平成 28 年 8 月 8 日)。

自動車運転者の労働条件の確保・改善のための改善基準告示等に重大な違反が認められた事案について、労働基準監督官機関と地方運輸機関との間で「相互通報制度」が設けられていますが、今回の改正は、自動車運転者の健康確保のため、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施していないなどの違反が認められた事案についても相互に通報するという内容です。

#### ◆「相互通報制度」とは？

労働基準監督機関と地方運輸機関が運送事業者への監督等の結果を相互に通報し、これに基づきそれぞれが調査等のうえ、所要の措置を講じ、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るというものです。

#### ◆改正の内容

今回の改正で、通報事案の中に「労働安全衛生法(健康診断)」が新たに追加されました。

(1)労働基準監督機関から地方運輸機関への通報

臨検の結果、道路運送法および貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規程に重大な違反の疑いがあると認められた事案(改善基準告示違反、最低賃金法違反、労働安全衛生法(健康診断)違反等)

(2)地方運輸機関から労働基準監督機関への通報

監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法(健康診断)、改善基準告示について重大な違反の疑いがあると認められた事案

#### ◆改正の背景

自動車運転者について運行の中止を含む健康起因事故の報告件数が増加傾向にある状況を踏まえ、今回の改正となりました。

通達の改正は、平成28年8月8日から実施されています。

### 厚生労働省調査結果にみる「労使間の交渉」の実態

#### ◆「労使間の交渉等に関する実態調査」について

本調査は、労働組合と使用者（または使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議および労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的として行われるものです。

昭和 58 年から実施されており、平成 25 年からの見直しに伴い平成 27 年は従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」および「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものとなりました。

本調査結果は、約 5,200 労働組合に対して実施し、約 3,200 労働組合から得た有効回答をまとめたものです。

#### ◆団体交渉の状況

過去 3 年間（平成 24 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）に使用者側との間で行われた団体交渉の状況は、「行った」が 67.8%、「行わなかった」が 32.2%となっています。

このうち「行った」と回答する割合は企業規模が小さい労働組合のほうが高く、「5,000 人以上」が 45.2%、「1,000～4,999 人」が 59.8%に対し、「500～999 人」が 79.9%、「300～499 人」が 78.3%、「100～299 人」が 84.4%、「30～99 人」が 78.4%となっています。

#### ◆労使間の交渉状況

過去 3 年間に「何らかの労使間の交渉があった」事項は、「賃金・退職給付に関する事項」（83.5%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」（70.9%）、「雇用・人事に関する事項」（62.6%）、「職場環境に関する事項」（52.1%）の順に高くなっています。

また、上記のうち「使用者側と話し合いが持たれた」事項をみると、「所定外・休日労働」が 98.1%、「賃金制度」が 97.4%、「所定内労働時間」が 96.7%、「賃金額」が 96.1%となっています。

さらに、その結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別に見ると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」が 29.7%、「賃金制度」が 24.7%、「賃金額」が 23.0%、「休日・休暇」が 23.0%という結果です。

#### ◆正社員以外の労働者に関する状況

正社員以外の労働者の「組合加入資格がある」割合は、平成 25 年と比較すると、派遣労働者を除いていずれも増えており、「パートタイム労働者」35.6%、「有期契約労働者」39.9%、「派遣労働者」11.1%、「嘱託労働者」34.0%となっています。

実際に正社員以外の労働者の組合員がいる割合も派遣労働者以外は 4%前後増えています。

#### ～今月のことば～



志が低く、責任感がない。自分たちの問題であるにもかかわらず、他人事のようなことばかり言う。普段は威張っているのに、困難に遭うと我が身かわいさからすぐ逃げる。

これが日本の中核にいる「リーダーたち」だ。

政治、行政、銀行、大企業、大学、どこにいる「リーダー」も同じである。日本人は全体としては優れているが、大局観をもって「身を賭しても」という真のリーダーがいない。国民にとって、なんと不幸なことかー。

福島第一原子力発電所事故から5年が過ぎた今、私は、改めてこの思いを強くしている。

……………(中略)……………

9. 11後、アメリカやフランスなどは原子炉の周辺を軍隊が守っているが、日本では陸を守るのは警察だ。軍隊と警

察とでは、できることがまるで違う。また、日本の原発は海岸線にあるから、テロリストが海上から攻撃してくる可能性もある。これについても日本は無策だ。

世界には、これから当面の間、たくさん原発があることになる。当然そこには事故リスクが伴う。事故があれば福島事故は先例とされる。

しかし日本は、あれだけの大事故を起こしたにもかかわらず、実態としてシビアアクシデント対策もないまま「原発回帰」に向けて走り出している。当局にも世界の原子力関係者にも「フクシマの事故」で広く知られるようになった「不都合な真実」と、その後も対策が不十分であることは知られている。しかし安倍内閣は、原発がテロ攻撃にさらされた場合の確たる「想定」もなく、「外に向かって打って出る」ことに張り切っている。

危機意識に欠けた日本に、世界は首を傾げている。実際に、私はいろいろな人に言われた。「日本のやっていることは不可解なままだね」と。外からはそう思われているのである。

『規制の虜』グループシンクが日本を滅ぼす  
国会事故調査委員会  
元委員長 黒川 清 著

### ～事務所よりひとこと～

9月に入り涼しい風が……と言いたいところですが、暑い日がまだまだ続いています。夏の疲れが出てくる頃ではないでしょうか。

先月は、北海道や東北に多くの台風が上陸・接近し、大きな被害をもたらしました。いまだに孤立状態にある方々、被害にあわれた方々を思うと、心が痛みます。

「過去に例のない事態」だということですが、気象状況は、30年前と比べるとかなり変わってきているように思います。

エルニーニョ現象だとか冷夏だとかゲリラ豪雨だとか、異常気象という言葉をよく耳にするようになって何年もたちますが、30年前を基準にすれば異常な気象も、後10年たてば、これが例年通りという時代が来てしまうのでしょうか。このところ、地震や土砂崩れなどの災害も頻発していて、私の生きている間はずっと、子供たちやその後の時代には地球はどうなってしまうのだろうかという不安を覚えます。

少し未来の心配をしながらも、まだしばらくは大丈夫かな、なんて勝手に思い心を落ち着かせることにします。(八木澤)

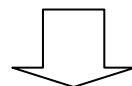
### 【お知らせ】

◆平成 28 年 9 月 (10 月 納付分) から厚生年金保険の保険料率が変わります。

#### 厚生年金保険料率の変更

(現行)

1,000 分の 178.28  
(本人負担分 1000 分の 89.14)



(変更後)

1,000 分の 181.82  
(本人負担分 1000 分の 90.91)

また算定基礎届により被保険者の新しい標準報酬月額が決定致しました。

後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、

10月支払いの給与より(当月控除の場合)  
は9月支払いの給与より、社会保険料の変更をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。